

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省27-⑮)

政策分野名 【施策名】	多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出					
政策の概要 【施策の概要】	農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持に影響が生じ、地域特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動を展開する上において厳しい状況となっている。 このため、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進するとともに、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		26年度	27年度	28年度	29年度 要求額
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)		0 <20,666> の内数	0 <21,684> の内数	0 <135,187> の内数
		補正予算(b)		0 <1,200> の内数		
		繰越し等(c)		0 <6,997> の内数		
		合計(a+b+c)		0 <28,863> の内数		
	執行額(百万円)			0 <24,643> の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定	第3 3 (2)多様な地域資源の積極活用による雇用と所得の創出		
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成25年12月10日 農林水産業・地域の 活力創造本部決定、 平成26年6月24日 改訂	Ⅲ 施策の展開方向 2. 6次産業化等の推進		
	バイオマス活用推進基本計画		平成22年12月17日 閣議決定	第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策		
	土地改良長期計画 ^(注1)		平成24年3月30日 閣議決定	第3 3 政策目標7 (1)小水力発電など農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー ^(注2) の導入促進		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	バイオマスを機軸とする新たな産業の振興								
目標①【達成すべき目標】	バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現								
測定指標	(ア) バイオマス産業都市の構築 (達成度合)		実績値					目標値	達成
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	B
		—	34地区 (B:67%)				—	100地区	
	年度ごとの目標値		51地区	68地区	85地区	100地区	—		
施策(2)	農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用								
目標①【達成すべき目標】	再生可能エネルギーの生産・利用の促進								
測定指標	(ア) 再生可能エネルギーを活用して地 域の農林漁業の発展を図る取組を 行う地区数 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	A
		—	32地区 A(おお むね有 効)				—	100地区	
	年度ごとの目標値		—	—	—	100地区	—		

			(イ) 小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成
				—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	28年度	A
				—	1,126 地区 (A:141%)		—	—	—	約1,000 地域	
			年度ごとの目標値		800地域	約1,000 地域	—	—	—		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出については、各測定指標の達成状況を踏まえ、「農林水産省政策評価基本計画」第5の1の(3)のキの規定に基づき定めた「新たなガイドラインに基づく5段階区分による政策分野(評価書)単位での判定について」に基づき、「③相当程度進展あり」と判定した。詳細な各測定指標の達成状況は以下のとおり。	
		施策(1)の①(ア)バイオマス産業都市の構築については、新たに12地域が選定され、計34地域(52市町村)となった。これにより、判定結果は、「B(67%)」となった。 その要因としては、バイオマス産業都市選定委員会による各構想の審査において、構想の具体性に対する指摘等により選定に至らなかった地域があったことが考えられる。なお、19市町村の共同体でバイオマス産業都市に選定されている地域(十勝地域)があり、目標値の51地区に対して52市町村の取組であることから本取組の量的な広がりについては確保されていると考える。 施策(2)の①(ア)再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数については、32地区となった。また、その取組の検討に着手している地区が「132地区」となった。再生可能エネルギー発電においては、事業構想から設備整備を行い、運転を始められるまで1年から数年間要することを踏まえ、判定結果は、「A(おおむね有効)」となった。 その要因としては、27年度においては、固定価格買取制度における太陽光発電の調達価格が毎年引き下げられていることなど、再生可能エネルギーを取り巻く環境面の制約の影響もある中ではあったが、地域のニーズを捉え、農山漁村再生可能エネルギー法の活用促進や予算事業による各種サポートを実施した結果、新たに17地区が取組を実施したと考えられる。 施策(2)の①(イ)小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数については、1,126地域となった。これにより、判定結果は、「A(141%)」となった。 その要因としては、全国的に再生可能エネルギーへの国民的関心があること、小水力等発電の導入に関する整備計画を作成する取組を支援したことから、目標の早期達成につながったものと考えられる。	
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	—	
	次期目標等への反映の方向性	—	

学識経験を有する者の 知見の活用	※平成28年農林水産省政策評価第三者委員会(平成28年7月27日開催)における委員の御意見を掲載しており、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向」にとりまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載しています。御参照ください。 (http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/pdf/iken27.pdf)		
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	(別紙参照)		
評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	・平成28年6月に行われた行政事業レビュー(公開プロセス)において対象となった「小水力等再生可能エネルギー導入推進事業(0194)」について、今後は、施設設計等の成果指標を考へるべき等の指摘を踏まえ、新指標を「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合」とし、計画作成した地域において発電施設の導入を着実に進めることとする。 ・バイオマス産業都市が新たに12地域が選定され、計34地域(52市町村)となった結果を踏まえ、これを更に拡大し、農山漁村に存在する再生可能なバイオマス資源を最大限活用した新たな産業・雇用の創出により農山漁村の活性化を図るため、新たにバイオマス産業都市構想の実現に向けた情報発信や指導等の取組を支援するとともに、バイオマス産業都市として選定された地域におけるプロジェクトの推進に必要な調査・設計、施設整備等を支援する「地域バイオマス活用推進事業(新規)(新29-0012)」を要求する。 ・再生可能エネルギーを活用した取組を行う地区数が32地区となり、また、その取組の検討に着手している地区が132地区となった結果を踏まえ、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大により農山漁村の活性化を図るため、引き続き農林漁業者やその組織する団体、農山漁村の集落・集団等が行う再生可能エネルギーの取組について、事業構想づくりから運転開始・利用に至るまでに必要となる様々な取組や手続を支援する「農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(継続)(0197)」を要求する。	
	税制	—	
	その他 (法令、組織、定員等)	—	
担当部局名	食料産業局(農村振興局) 【食料産業局産業連携課／バイオマス循環資源課／再生可能エネルギーグループ／食品流通課／食品製造課、農村振興局整備部地域整備課】	政策評価実施時期	平成28年7月